

第1号様式（第5条関係）

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）  
交付申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱に基づき、移住・就業支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名	(署名又は記名押印をしてください。)		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	<input type="checkbox"/> 単身	<input type="checkbox"/> 世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
			上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

支援金の種類	<input type="checkbox"/> 就業（一般）	<input type="checkbox"/> 就業（専門人材）	<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 関係人口	<input type="checkbox"/> 起業
--------	---------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-----------------------------

3 移住・就業支援金の口座振込

交付の決定があった場合には、移住・就業支援金は次の口座に振り込みしてください。

移住・就業支援金の額	円		
振込先金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店 営業部 出張所	
預金種別	普通預金 ・ 当座預金		
預金口座番号	第	号	
フリガナ			
口座名義人			

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、浜松市に居住する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業、関係人口（就業）の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
（就業、関係人口（就業）の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 浜松市への移住の意思について		A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
（関係人口の場合のみ記載） 移住前に本市の移住相談窓口を利用して移住相談を3回以上行った。		A. 行った	B. 行っていない
（関係人口の場合のみ記載） 移住前に本市の職員または浜松移住コーディネーターによる現地案内を受けた。または、浜松市中山間地域Welcome集落制度を利用して現地案内等を受け当該集落に移住した。		A. 受けた	B. 受けていない
		職員	
		コーディネーター	
		Welcome集落	

5 移住元の住所

（注）移住元要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期 間	住 所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

6 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京特別区への在勤履歴  
 (注) 5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就業先	就業先の住所

7 (東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載)  
 東京特別区への通学履歴

期 間	通学先	通学先の住所

8 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先及び部署名	
勤務先の住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

管理コード (浜松市使用欄)	
----------------	--

第2号様式（第5条関係）

就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日 ※マッチングサイト掲載求人の場合のみ	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない 利用した事業名 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

備考 移住・就業支援金に関する事務、補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び浜松市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第2号様式の2（第5条関係）

テレワーク就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
その他	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

備考 移住・就業支援金に関する事務、補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び浜松市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第3号様式（第5条関係）

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）の  
交付申請に関する誓約書兼同意書

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 移住・就業支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び浜松市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱に基づき、移住・就業支援金の全額又は半額を返還し、加算金及び遅延損害金の請求があった場合は、その請求額を支払います。
  - ア 移住・就業支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - イ 移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ウ 移住・就業支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - オ 移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1（2）の誓約事項が遵守されているか確認するために、浜松市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧すること及び住民基本台帳法第12条の2の規定に基づく請求により交付を受けた住民票の写しにより確認することに同意します。
- (2) 静岡県及び浜松市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所  
申請者  
氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

第4号様式（第5条関係）

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

（あて先）浜松市長  
（取扱い 市民協働・地域政策課）

補助金交付申請者  
住 所

氏 名

\_\_\_\_\_  
（署名又は記名押印をしてください。）

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金

第5号様式（第5条関係）

暴力団排除に関する誓約書

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、世帯向けの金額を申請する場合は、その世帯員についても次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 暴力団等の反社会的勢力
  - (5) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者

年 月 日

（あて先）浜松市長

（誓約者）  
住 所

氏 名

（署名又は記名押印をしてください。）



第6号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

（申出者）  
住 所  
氏 名

（署名または記名押印をしてください。）

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金に関する自主返還申出書

私は、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（以下「移住・就業支援金」という。）の交付を受けましたが、下記のとおり、交付を受けた移住・就業支援金の自主的な返還を申し出ます。  
なお、返還額については浜松市が指定する方法で支払うことに同意します。

記

（フリガナ）

1 申請者名

2 現住所 〒

3 電話番号

4 交付決定額

5 交付決定日

6 交付日

7 返還額

- 8 返還申出理由
- 申請日から5年以内に浜松市での居住が困難となったため
  - 申請日から1年以内に交付の要件を満たす職に在職することが困難となったため
  - その他（ ）

様

浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）  
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

(1) 移住・就業支援金の申請日から5年以内に浜松市での居住が困難となった場合、または移住・就業支援金の申請日から1年以内に就業した交付の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金に関する自主返還申出書（第6号様式）を提出しなければならない。

なお、市長は当該報告がない場合は、(5)に定めるとおり、移住・就業支援金の交付の決定を取消することができる。

(2) 移住・就業支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、(3)に定める返還請求を行う場合があります。）

(3) 市長は、交付した移住・就業支援金について、次に掲げる要件に該当する場合には、移住・就業支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市から転出した場合

(ウ) 移住・就業支援金の申請日から1年以内に交付の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援金の交付決定を取り消された場合

イ 半額の返還

移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市から転出した場合

(4) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。

(5) 規則17条第1項の規定により移住・就業支援金の交付の決定の取消しを受け、移住・就業支援金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。

(6) 移住・就業支援金の返還の請求を受け、当該移住・就業支援金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住・就業支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住・就業支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住・就業支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

第8号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）  
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金について、次のとおり不交付を決定したので通知します。

記

1 不交付決定の理由

第9号様式（第8条関係）

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）  
交付決定通知書再交付願

年 月 日

（あて先）浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）交付決定通知書を再交付  
願います。

フリガナ			生年月日
氏 名	(署名又は記名押印をしてください。)		年 月 日
住 所	〒	電話 番号	
再交付理由			
通知書の 利用目的			

様

浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）  
交付決定通知書（再交付）

年 月 日付で申請のあった浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円（交付決定日 年 月 日）

2 交付の条件

- (1) 移住・就業支援金の申請日から5年以内に浜松市での居住が困難となった場合、または移住・就業支援金の申請日から1年以内に就業した交付の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金に関する自主返還申出書（第6号様式）を提出しなければならない。

なお、市長は当該報告がない場合は、(5)に定めるとおり、移住・就業支援金の交付の決定を取消することができる。

- (2) 移住・就業支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、(3)に定める返還請求を行う場合があります。）  
(3) 市長は、交付した移住・就業支援金について、次に掲げる要件に該当する場合には、移住・就業支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。

ア 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合  
(イ) 移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市から転出した場合  
(ウ) 移住・就業支援金の申請日から1年以内に交付の要件を満たす職を辞した場合  
(エ) 起業支援金の交付決定を取り消された場合

イ 半額の返還

移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市から転出した場合

- (4) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。  
(5) 規則17条第1項の規定により移住・就業支援金の交付の決定の取消しを受け、移住・就業支援金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。  
(6) 移住・就業支援金の返還の請求を受け、当該移住・就業支援金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住・就業支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住・就業支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住・就業支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

第11号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付を決定した浜松市は  
じめようハマライフ助成事業費補助金について、次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還を命ずる額
- 2 交付金額
- 3 交付年月日
- 4 返還を命ずる理由
- 5 返還期限